

鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第28号

改正 平成17年3月22日 規則第6号
平成22年5月25日 規則第10号
平成25年3月4日 規則第7号
平成28年12月5日 規則第40号
平成29年9月15日 規則第23号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 育児休業（第3条－第13条）
- 第3章 育児時間（第14条－第19条）
- 第4章 介護休業（第20条－第29条）
- 第5章 介護時間（第30条－第35条）
- 第6章 所定外労働の免除（第36条）
- 第7章 時間外労働の制限（第37条）
- 第8章 深夜勤務の制限（第38条）
- 第9章 雑則（第39条－第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第43条及び国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第34号。以下「非常勤就業規則」という。）第42条及び第43条の規定に基づき、職員及び非常勤職員（以下「職員」という。）の育児休業、介護休業等に関し、対象者、期間、手続その他必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 職員の育児休業、介護休業等については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 育児休業

（育児休業）

第3条 職員は、学長に申出をすることにより、当該職員の子（養子、特別養子縁組の監護期間中

の子及び養子縁組里親に委託されている子を含む。以下同じ)を養育するため、育児休業をすることができる。ただし職員の内、期間を定めて雇用される職員(以下「任期付職員」という。)にあっては、次の各号の全てに該当する場合に限り、この規則を適用する。

(1) 継続して雇用された期間が1年以上である職員

(2) 子が1歳6か月に達する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員

2 前項の規定にかかわらず、任期付職員にあっては、本学と職員の過半数を代表する者との間で書面により締結された育児・介護休業等に関する労使協定(以下、「育児・介護休業協定」という。)に定められた次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則を適用しない。

(1) 申出の日から1年以内に雇用期間が満了することが明らかな職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児休業の申出)

第4条 育児休業の申出は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下この章において「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下この章において「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1か月前の日までに、育児休業申出書(別記様式第1号)により行うものとする。ただし、第5条第5項及び第6項に係る申出をする場合、2週間前の日までとする。

2 学長は、前項の申出において、育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があった日の翌日から起算して1か月を経過する日より前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1か月を経過する日までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

3 第1項の申出については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休暇を取得していない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業を除く。

(1) 第5条第1項に基づく休業をした者が同条第5項及び第6項に基づく休業の申請をしようとする場合

(2) 職員の内、鹿屋体育大学教員の任期に関する規則(平成19年規則第3号)の規定に基づき期間を定めて雇用される職員(以下「任期適用教員」という。)が第6条第3項の規定に基づき休業の申請をしようとする場合

(3) 子が負傷、疾病、傷害により2週間以上にわたり世話を必要とする場合

(4) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

4 学長は、育児休業の申出をした職員に対して、その事由を確認する証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が3歳(任期付職員にあっては原則として1歳)に達する日までを限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業終了予定日とされる日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日(第2号から第4号までに掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に育児休業は終了する。

(1) 次のいずれかの事由が生じたことにより当該育児休業に係る子を養育しないこととなったとき

ア 育児休業に係る子の死亡

イ 育児休業に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

ウ 育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業をした職員と当該子とが同居しないとき

エ 育児休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該子を養育することができない状態になったとき

(2) 職員が産前休暇又は産後休暇を取得したとき

(3) 職員が介護休業又は新たな育児休業をしたとき

(4) 職員が休職又は停職の処分を受けたとき

3 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく育児休業（育児時間）撤回届（別記様式第3号）により学長に申出をしなければならない。

4 任期付職員は、配偶者が当該者と同じ日から又は当該者より先に育児休業をしている場合、特別の事情がなくても、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前産後休暇期間と育児休業期間を合わせて1年を限度として育児休業を取得することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳誕生日後である場合

(2) 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日前である場合

5 子が1歳に達する日まで育児休業の申出をしている任期付職員又は配偶者が育児休業中の任期付職員で、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、原則として子が1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでを限度として、育児休業をすることができる。

(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 子の養育を行っている配偶者であって1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

6 子が1歳6か月に達する日まで育児休業の申出をしている任期付職員又は配偶者が育児休業中の任期付職員で、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、子が1歳6か月の誕生日当日から2歳に達するまでを限度として、育児休業をすることができる。

(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 子の養育を行っている配偶者であって1歳6か月以降子を養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

（任期適用教員に係る育児休業の取扱い）

第6条 第3条第1項の規定にかかわらず、任期適用教員については、雇用期間の定めのない職員とみなしてこの規則を適用する。

2 前条第1項の規定にかかわらず、任期適用教員の育児休業の期間は、雇用期間の満了日を超えることはできない。

3 雇用期間の満了により育児休業が終了する任期適用教員であって、雇用期間が更新されることが明らかである者が引き続き育児休業をしようとするときは、第4条の規定により、再度学長に申出をしなければならない。

（育児休業開始予定日の変更）

第7条 育児休業の申出をした職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児休業開始予定日の前日までに申出をすることにより、育児休業開始予定日を変更することができる。

(1) 出産予定日前に子が出生したとき

(2) 配偶者が死亡したとき

(3) 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき

(4) 配偶者が子と同居しなくなったとき

- 2 前項の規定による育児休業開始予定日の変更の申出は、育児休業開始予定日・終了予定日変更申出書（別記様式第2号）により行うものとし、1回に限るものとする。
- 3 第4条第4項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

（育児休業終了予定日の変更）

- 第8条 育児休業の申出をした職員が、育児休業終了予定日の1か月前までに申出をすることにより、育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。
- 2 前項の規定による育児休業終了予定日の変更の申出は、育児休業開始予定日・終了予定日変更申出書（別記様式第2号）により行うものとする。
 - 3 第4条第4項の規定は、育児休業終了予定日の変更について準用する。

（育児休業の効果）

第9条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（育児休業者の給与）

第10条 職員の育児休業期間における給与に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号。以下「給与規則」という。）、国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成28年規則第2号。以下「年俸制給与規則」という。）又は非常勤就業規則による。

（育児休業期間における退職手当）

第11条 職員の育児休業期間における退職手当の算定に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成16年規則第26号。以下「退職手当規則」という。）による。

（育児休業復帰後における給与）

第12条 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、給与規則の規定により、当該職員の給与について調整等を行うことができる。

（育児休業申出の撤回等）

- 第13条 育児休業の申出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに育児休業（育児時間）撤回届（別記様式第3号）により学長に申出をすることで、当該育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定により育児休業の申出を撤回した職員であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、育児休業の申出をすることができる。
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が傷病等により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合
 - (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなった場合
 - 3 育児休業の申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡等により当該育児休業の申出に係る子を養育しないこととなったときは、育児休業の申出はなかったものとする。この場合において、職員は遅滞なく学長に育児休業（育児時間）撤回届（別記様式第5号）により申出をしなければならない。

第3章 育児時間

(育児時間)

第14条 職員は、学長に申出をすることにより、子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない育児時間を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、任期付職員にあっては、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則を適用しない。

- (1) 1日の所定勤務時間が6時間以下である職員
- (2) 育児・介護休業協定に定められた次のいずれかに該当する職員
 - ア 継続して雇用された期間が1年に満たない職員
 - イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児時間の単位及び取得限度)

第15条 育児時間は、所定の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第8号の規定に基づき授乳等を行う時間を承認されている職員については、2時間から当該時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として取得するものとする。ただし、1日の勤務時間は5時間45分未満とすることはできない。

(育児時間の申出)

第16条 育児時間の申出は、育児時間の取得を希望する日の前日から起算して1か月前までに、育児時間申出書（別記様式第4号）により行うものとする。

(育児時間取得の期間)

第17条 育児時間を取得できる期間は、原則として、子が小学校就学の始期（任期付職員にあっては3歳）に達するまでを限度とする。

(育児時間取得時の給与)

第18条 育児時間を取得している時間については、給与規則又は非常勤職員就業規則に基づき算定した勤務時間1時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た額をその者の給与から減額するものとする。

(準用)

第19条 第4条第4項、第5条第2項、第7条、第8条、及び第13条の規定は、育児時間について準用する。

第4章 介護休業

(介護休業)

第20条 職員は、学長に申出をすることにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障をきたし、常時介護を必要とする状態にある家族（以下「要介護者」という。）を介護するため、介護休業を取得することができる。ただし、任期付職員にあっては、次の各号の全てに該当する場合に限り、この規則を適用する。

- (1) 継続して雇用された期間が1年以上である職員
- (2) 介護休業を開始しようとする期間の初日（以下この章において「介護休業開始予定日」という。）から起算して93日を経過する日から6か月以内に雇用期間が満了し、更新されないこと

が明らかでない職員

2 前項の規定にかかわらず、任期付職員にあつては、育児・介護休業協定に定められた次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則を適用しない。

(1) 申出の日から93日以内に雇用期間が満了することが明らかな職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

2 第1項の要介護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）

(2) 父母

(3) 子（法律上の親子関係がある場合のみに限る。）

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹及び孫

(6) 前各号以外で学長が認める者

（介護休業の申出）

第21条 介護休業の申出は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下この章において「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下この章において「介護休業終了予定日」という。）を明らかにし、当該介護休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに介護休業申出書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 学長は、前項の申出において、介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間を経過する日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は、介護休業の申出をした職員に対して、その事由を確認する証明書類の提出を求めることができる。

（介護休業の期間等）

第22条 介護休業の期間は、介護を必要とする要介護者1人につき、要介護状態ごとに、通算6か月間の範囲内（任期付職員にあつては通算93日間の範囲内）において、3回を限度として申出をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業終了予定日とされる日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第2号から第4号までに掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に介護休業は終了する。

(1) 次のいずれかの事由が生じたことにより当該介護休業に係る要介護者を介護しないこととなったとき

ア 介護休業に係る要介護者の死亡

イ 介護休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該要介護者を介護することができない状態になったとき

(2) 職員が産前休暇又は産後休暇を取得したとき

(3) 職員が育児休業又は新たな介護休業をしたとき

(4) 職員が休職又は停職の処分を受けたとき

3 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく学長に介護休業（介護時間）撤回届（別記様式第7号）により申出をしなければならない。

4 第21条第3項の規定は、前項の申出について準用する。

(任期適用教員に係る介護休業の取扱い)

第23条 第20条第1項の規定にかかわらず、任期適用教員については、雇用期間の定めのない職員とみなしてこの規則を適用する。

2 前条第1項の規定にかかわらず、任期適用教員の介護休業の期間は、雇用期間の満了日を超えることはできない。

3 雇用期間の満了により介護休業が終了する任期適用教員であって、雇用期間が更新されることが明らかである者が引き続き介護休業をしようとするときは、第21条の規定により、再度学長に申出をしなければならない。

(介護休業終了予定日の変更)

第24条 介護休業の申出をした職員が、介護休業終了予定日の2週間前までに申出をすることにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

2 前項の規定による介護休業終了予定日の変更の申出は、介護休業終了予定日変更申出書(別記様式第6号)により行うものとし、1回の申出ごとの休業につき、1回に限るものとする。

3 第21条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

(介護休業の効果)

第25条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業者の給与)

第26条 職員の介護休業期間における給与に関し必要な事項は、別に定める給与規則、年俸制給与規則又は非常勤就業規則による。

(介護休業期間における退職手当)

第27条 職員の介護休業期間における退職手当の算定に関し必要な事項は、別に定める退職手当規則による。

(介護休業復帰後における給与)

第28条 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、給与規則の規定により、当該職員の給与について調整等を行うことができる。

(介護休業申出の撤回等)

第29条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業(介護時間)撤回届(別記様式第7号)により学長に申出をすることで、当該介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出がされた後介護休業開始予定日とされた日の前日までに、要介護者の死亡等により当該介護休業の申出に係る要介護者を介護しないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。この場合において、職員は遅滞なく学長に介護休業(介護時間)撤回届(別記様式第7号)により申出をしなければならない。

第5章 介護時間

(介護時間)

第30条 職員は、学長に申出をすることにより、当該職員が要介護者を介護するため1日の勤務

時間の一部について勤務しない介護時間を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、任期付職員にあつては、育児・介護休業協定により定められた次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則を適用しない。

- (1) 継続して雇用された期間が1年に満たない職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護時間の単位及び取得限度)

第31条 介護時間は、所定の勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて連続した2時間を超えない範囲内で、職員の介護の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、1時間を単位として取得するものとする。ただし、1日の勤務時間は5時間45分未満とすることはできない。

(介護時間の申出)

第32条 介護時間の申出は、介護時間の取得を希望する日の前日から起算して2週間前までに、介護時間申出書（別記様式第8号）により行うものとする。

(介護時間取得の期間)

第33条 介護時間を取得できる期間は、原則として、要介護者それぞれが介護を必要とする状態が発生した後、介護を必要としない状態となるまでを一期間とし、一期間につき3年を超えない範囲内とする。

(介護時間取得時の給与)

第34条 介護時間を取得している時間については、給与規則又は非常勤職員就業規則に基づき算定した勤務時間1時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た額をその者の給与から減額するものとする。

(準用)

第35条 第21条第3項、第22条第2項、第24条及び第29条の規定は、介護時間について準用する。

第6章 所定外労働の免除

(所定外労働の免除)

第36条 職員が子を養育するため又は要介護者を介護するために所定外労働の免除（以下この条において子を養育するための免除を「養育免除」、要介護者を介護するための免除を「介護免除」という。）の申出をした場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定の労働時間を超えて労働をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業協定により定められた次の各号のいずれかに該当する職員については、この規則を適用しない。

- (1) 継続して雇用された期間が1年に満たない職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 所定外労働免除の申出は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下この条において「免除開始予定日」という。）、免除を終了しようとする日及び免除を希望する事由を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1か月前までに、所定外労働免除申出書（別記様式第9号）に

より行うものとする。この場合において、免除期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 学長は、所定外労働免除の申出をした職員（以下この条において「申出職員」という。）に対して、その事由を確認する証明書類の提出を求めることができる。
- 5 免除期間は、次の各号に掲げる期間を限度とする。
 - (1) 養育免除の場合 子が小学校就学の年度に達するまでの期間
 - (2) 介護免除の場合 介護終了までの期間
- 6 免除開始予定日の前日までに、申出に係る子又は要介護者の死亡等により免除に係る事由が存在しなくなった場合には、申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出職員は、遅滞なく学長に所定外労働免除撤回届（別記様式第10号）により申出をしなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 申出に係る子又は要介護者の死亡等により免除に係る事由が存在しなくなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 養育免除に係る当該子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出職員について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業を開始した場合 産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 前項第1号に定める事由が生じた場合には、遅滞なく学長に所定外労働免除撤回届（別記様式第10号）により申出をしなければならない。

第7章 時間外労働の制限

（時間外労働の制限）

- 第37条 職員が子を養育するため又は要介護者を介護するために時間外労働の制限（以下この条において子を養育するための制限を「養育制限」、要介護者を介護するための制限を「介護制限」という。）を申し出た場合には業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外の労働をさせることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員については、この規則を適用しない。
 - (1) 継続して雇用された期間が1年に満たない職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 時間外労働の制限の申出は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）、制限を終了しようとする日及び制限を希望する事由を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、時間外労働制限申出書（別記様式第11号）により行うものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。
 - 4 学長は、時間外労働制限の申出をした職員（以下この条において「申出職員」という。）に対して、その事由を確認する証明書類の提出を求めることができる。
 - 5 制限期間は、次の各号に掲げる期間を限度とする。
 - (1) 養育制限の場合 子が小学校就学の年度に達するまでの期間
 - (2) 介護制限の場合 介護終了までの期間
 - 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は要介護者の死亡等により制限に係る事由が

存在しなくなった場合には、申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出職員は遅滞なく学長に時間外労働制限撤回届（別記様式第12号）により申出をしなければならない。

- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 申出に係る子又は要介護者の死亡等制限に係る事由が存在しなくなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 養育制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出職員について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業を開始した場合 産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 前項第1号に定める事由が生じた場合には、遅滞なく学長に時間外労働制限撤回届（別記様式第12号）により申出をしなければならない。

第8章 深夜勤務の制限

（深夜勤務の制限）

第38条 職員が子を養育するため又は要介護者を介護するために深夜勤務の制限（以下この条において子を養育するための制限を「養育深夜制限」、要介護者を介護するための制限を「介護深夜制限」という。）の申出をした場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員については、この規則を適用しない。
 - (1) 継続して雇用された期間が1年に満たない職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - (3) 申出をした職員の家族について、16歳以上の同居の家族が次の各号の全てに該当する職員
ア 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
イ 負傷、疾病により養育及び介護が困難な状態でない者
ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること
- 3 深夜勤務制限の申出は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）、制限を終了しようとする日及び制限を希望する事由を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、深夜勤務制限申出書（別記様式第13号）により行うものとする。
- 4 学長は、深夜勤務制限の申出をした職員（以下この条において「申出職員」という。）に対して、その事由を確認する証明書類の提出を求めることができる。
- 5 制限期間は、次の各号に掲げる期間を限度とする。
 - (1) 養育深夜制限の場合 子が小学校就学の年度に達するまでの期間
 - (2) 介護深夜制限の場合 介護終了までの期間
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は要介護者の死亡等により制限に係る事由が存在しなくなった場合には、申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出職員は、遅滞なく学長に深夜勤務制限撤回届（別記様式第14号）により申出をしなければならない。

- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 申出に係る子又は要介護者の死亡等制限に係る事由が存在しなくなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 養育深夜制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出職員について、産前産後休業、育児休業又は介護休業を開始した場合 産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 前項第1号に定める事由が生じた場合には、申出職員は遅滞なく学長に深夜勤務制限撤回届(別記様式第14号)により申出をしなければならない。

第9章 雑則

(不利益取扱いの禁止)

第39条 職員は、この規則による申出又は取得等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児休業等に関するハラスメントの防止)

第40条 すべての職員は、この規則による申出又は取得等をする職員の就業上の環境を害する不適切な言動(以下「ハラスメント」という。)を行ってはならない。

2 前項に係るハラスメントが発生した場合、鹿屋体育大学ハラスメント防止等に関する規則(平成16年規則第33号。)に基づき、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17.3.22規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平22.5.25規則第10号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平25.3.4規則第7号)

この規則は、平成25年3月4日から施行する。

附 則(平28.12.5規則第40号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平29.9.15規則第23号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平31.4.19規則第14号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

育児休業開始予定日・終了予定日変更申出書

令和 年 月 日	
鹿屋体育大学長.....殿	
所 属..... 職 名..... 氏 名..... 印	
令和 年 月 日に申出をした	
<input type="checkbox"/> 育児休業開始 <input type="checkbox"/> 育児休業終了	
<p>予定日について下記のとおり変更の申出をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
当初申請した 育児休業の期間	令和 年 月 日 から令和 年 月 日まで
変更内容	<input type="checkbox"/> 育児休業開始 <input type="checkbox"/> 育児休業終了 を令和 年 月 日に変更
変更の理由	
備 考	

(注)

- ①この申出書には、変更の理由を証明する書類を添付すること。（写しでも可。）
- ②該当する□にはレ印を記入すること。

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

育児休業（育児時間）撤回届

所 属

職 名

氏 名

印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、育児休業（育児時間）の申出を以下の理由により撤回します。

（理由）

以上

育児時間申出書

令和 年 月 日		
鹿屋体育大学長.....殿		
所 属..... 職 名..... 氏 名..... 印		
下記のとおり育児時間取得の申出をします。		
請求に係る子について		
氏 名		
生年月日	令和 年 月 日生	
請求期間 及び時間	期 間	時 間
	令和 年 月 日か ら 令和 年 月 日ま で	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

(注)

- ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。
- ③ 職員が育児時間の一部取消を希望する場合は、その旨を裏面に記入の上申出すること。

介護休業申出書

令和 年 月 日			
鹿屋体育大学長.....殿			
所 属.....			
職 名.....			
氏 名.....印			
下記のとおり介護休業の申出をします。			
要介護者氏名		続 柄	
要介護者の状態 及び介護を必要 とする理由			
請 求 期 間	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで		
要介護者について の既介護休業期間	<input type="checkbox"/> 該当なし <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで <div style="text-align: right;">(日間)</div>		
備 考			

(注)

- ① この申出書には、申出に係る要介護者の氏名、申出者との続柄を証明する書類（官公署が発行する戸籍謄本など）及び要介護状態にある家族を証明する書類（医師の診断書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「要介護者の状態及び介護を必要とする理由」欄には、要介護者の状況及び具体的な介護内容を記載すること。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。

介護休業終了予定日変更申出書

令和 年 月 日	
鹿屋体育大学長.....殿	
所 属..... 職 名..... 氏 名..... 印	
令和 年 月 日に申出をした介護休業終了予定日について下記のとおり変更することの申出をします。	
記	
当初申請した 介護休業の期間	令和 年 月 日 から令和 年 月 日まで
変更内容	介護休業終了を令和 年 月 日に変更
変更の理由	
備 考	

(注)

①この申出書には、変更の理由を証明する書類を添付すること。(写しでも可。)

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

介護休業（介護時間）撤回届

所 属
職 名
氏 名

印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、介護休業（介護時間）の申出を以下の理由により撤回します。

（理由）

以上

介護時間申出書

令和 年 月 日			
鹿屋体育大学長.....殿			
所 属..... 職 名..... 氏 名..... 印			
下記のとおり介護時間取得の申出をします。			
要介護者氏名		続 柄	
要介護者の状態 及び介護を必要 とする理由			
請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
備 考			

(注)

- ① この申出書には、申出に係る要介護者の氏名、申出者との続柄を証明する書類（官公署が発行する戸籍謄本など）及び要介護状態にある家族を証明する書類（医師の診断書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「要介護者の状態及び介護を必要とする理由」欄には、要介護者の状況及び具体的な介護内容を記載すること。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。
- ④ 職員が介護時間の一部取消を希望する場合は、その旨を裏面に記入の上申出すること。

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

所定外労働免除申出書

所 属
職 名
氏 名
印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり所定外労働免除の申出をします。

記

免除を希望する事由	<input type="checkbox"/> 養育免除		<input type="checkbox"/> 介護免除	
所定外労働免除の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
申出に係る子又は要介護者	氏 名	<男・女>		
	生年月日	令和	年	月 日
	本人との続柄			
備考				

(注)

- ① この申出書には、申出に係る子又は要介護者の氏名、申出者との続柄を証明する書類（官公署が発行する戸籍謄本など）及び要介護状態にある家族を証明する書類（医師の診断書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

所定外労働免除撤回届

所 属

職 名

氏 名

印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、所定外労働免除の申出を以下の理由により撤回します。

（理由）

以上

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

時間外労働制限申出書

所 属
職 名
氏 名 印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり時間外労働制限の申出をします。

記

制限を希望する 事 由	<input type="checkbox"/> 養育制限		<input type="checkbox"/> 介護制限	
時間外労働制限の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
申出に係る子又は 要 介 護 者	氏 名	<男・女>		
	生 年 月 日	令和	年	月 日
	本人との続柄			
備 考				

(注)

- ① この申出書には、申出に係る子又は要介護者の氏名、申出者との続柄を証明する書類（官公署が発行する戸籍謄本など）及び要介護状態にある家族を証明する書類（医師の診断書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

時間外労働制限撤回届

所 属

職 名

氏 名

印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、時間外労働制限の申出を以下の理由により撤回します。

（理由）

以上

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

深夜勤務制限申出書

所 属
職 名
氏 名
印

私は鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり深夜勤務制限の申出をします。

記

制限を希望する事由	<input type="checkbox"/> 養育深夜制限		<input type="checkbox"/> 介護深夜制限	
深夜勤務制限の期間	令和 年 月 日から		令和 年 月 日まで	
申出に係る子又は要介護者	氏 名	<男・女>		
	生年月日	令和 年 月 日		
	本人との続柄			
備考				

(注)

- ① この申出書には、申出に係る子又は要介護者の氏名、申出者との続柄を証明する書類（官公署が発行する戸籍謄本など）及び要介護状態にある家族を証明する書類（医師の診断書など）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

深夜勤務制限撤回届

所 属

職 名

氏 名

印

私は、鹿屋体育大学職員の育児休業、介護休業等に関する規則に基づき、深夜勤務制限の申出を以下の理由により撤回します。

（理由）

以上